

平成 28 年 7 月 1 日

お取引様各位

株式会社中村水産 コンプライアンス委員会  
山本 尚・中村 亜希



事件の発生以降、弊社役員及び社員一同この過ちを深く反省し、コンプライアンスについて見直しをおこない再発防止に向け活動をおこなっており、役員はじめ社員と共にコンプライアンスについての活動を行っております。

対策の一つとして「相談窓口」を設置し、不正となる行為が行われた場合、可能性がある場合に通報出来る仕組みを作り、組織的に確認・報告・処遇を行い再発防止へ取り組んで参りますので、下記の通りご報告致します。

#### 「コンプライアンス通報窓口設置について」

##### 1. 問題意識について

①コンプライアンス委員会により全社員、パートタイマーに対して法令だけではなく倫理やモラルに至るまで、なぜ守らなければならないのかを理解して頂くと共に問題となる行為の代表例を踏まえてどの様なことが問題となるのかを認識して頂くように致します。

##### 2. 相談しやすい環境作りについて

①不正を事前に防止する為「窓口」を設け、法令および倫理の遵守や規範意識の有る事業運営という視点から、何らかの問題があると感じる事例があれば全社員及びパートタイマー従業員が通報出来る仕組み作りを行います。

②「社外通報窓口」を設けることにより、「社内通報窓口」に相談し難い問題を吸い上げることが出来るように致します。

③通報者の希望がある場合は、コンプライアンス委員会は事実確認や取締役会への報告にて、通報者を明らかにしなくても良い事とします。

##### 3. 調査・相互確認について

①コンプライアンス委員は通報の内容を、関係部所若しくは個人と事実関係を調査し相互にて確認し事実関係を調査致します。

##### 4. 報告について

①コンプライアンス委員会は相互確認出来た事実のみ取締役会にて報告をおこないます。

②取締役会にて決定された処遇を通報者へ報告をおこないます。

以上